

税金 住宅を購入した人へ
還付申告説明会を開催

住宅借入金等特別控除説明会では、説明を聞きながらご自分で申告書を作成し提出していただきます。開始時間までにお越しください。

▼期日 1月28日(月)
▼時間(2回開催)
・午前10時～正午
・午後1時30分～3時30分

▼場所 役場2階 大会議室

▼内容 住宅借入金等特別控除(医療費控除は取り扱いません)

▼対象 年末調整を済ませた給与所得のみの人で、借入金により住宅を新築、または新築住宅を購入し、19年中に入居して、住宅借入金等特別控除の申告をする人

▼その他 控除を受けるための要件はお問合せください。

▼問合せ先 高崎税務署

【申告・納税・相談など】
☎027・322・4799

【代表】
☎027・322・4711



平成19年分所得税・消費税の確定申告書について

平成19年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる人に、

1月28日(月)頃

送付する予定です。

▼問合せ先 高崎税務署

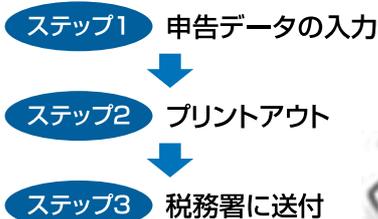
【申告・納税・相談など】

☎027・322・4799

ご自宅で申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

ご自宅からインターネットを利用して申告書などが作成できます。国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」から、画面のガイダンスに従って金額などを入力すると、確定申告書などの作成ができます。普通紙などに印刷を行い、申告書などはそのまま税務署へ郵送などで提出することができます。ぜひご利用ください。

- 24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。
- 医療費控除の申告や住宅ローン控除の申告など、いろいろなケースに対応しています。



郵送等でお早めに!



今月の納税

国民健康保険税・・・10期
介護保険料・・・・・・10期

納期限 1月31日(木)

便利で確実な口座振替も利用できます



年金

資格期間を満たさない人など

国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

①60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間を合計して25年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
②昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人（70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格

期間を満たすまで加入できません。）

③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

国内に「協力者」を定めて、加入手続きや保険料の納付を代行してもらいます。

国内に親族（親・子・兄弟など）が住んでいる場合には、その人に「協力者」になってもらいます。

加入の手続き先は、海外居住者の、最後の住所地の市役所・町村役場の国民年金担当係です。

▼問合せ先

渋川社会保険事務所
☎22・1611
役場健康福祉課保険室
☎54・3111（内線157）

今月の夜間納税窓口

- ◆期日 1月31日(木)
- ◆時間 午後8時30分まで
- ◆場所 役場財務課税務室



平和推進啓発ポスターコンクール 優秀賞受賞作品

応募総数 吉岡中学校44点



2年 加藤 千智さん



3年 神尾麻里菜さん



3年 吉澤日美さん



3年 中島 千尋さん